

前回会議（12月23日）における 内閣官房副長官の指示事項に対する対応状況

令和7年6月30日
内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局

- 30年にわたって続いたコストカット型経済から「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に転換するため、取組を進めてきました。5%を上回る賃上げが2年連続で実現しており、**成長型経済への移行を確実なものとする正念場**にある。
- 我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者について、全国津々浦々で**物価上昇に負けない賃上げを早急に実現・定着**させるため、「賃金向上推進5か年計画」として示し、政策資源を総動員して5年間集中的に取り組むこととした。
- 賃上げと投資の原資の確保のため、**価格転嫁の徹底を第一の柱**に掲げた。特に地方では官公需の占める割合が高く、国はもちろん、**自治体においても価格転嫁を着実に進めていく必要がある**。

- **昨年12月23日の第4回会議**において官房副長官より各所管省庁に以下の通り指示。
 - ・ 各業所管省庁において、**各業種で講じた改善措置が指針の遵守徹底につながっているか**、しっかりとフォローアップし、その際、**サプライチェーンの深い層に、指針の内容が浸透し、労務費転嫁がなされているかを重点的に確認**すること。
 - ・ 指針に示された「サプライチェーン全体での適切な価格転嫁」を遵守するため、直接の取引先だけでなく、その先の2次請け以降の転嫁分も乗せて支払い、**サプライチェーンの先まで転嫁が及んでいるか確認する取組を各業界においても実践されるよう周知・要請**すること。
 - ・ 特に、トラック運送、広告、放送コンテンツ、あるいは金融・保険や農業・林業を始めとして、中小企業庁の調査結果において、**労務費転嫁の状況が芳しくなかった業種については、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導**すること。
 - ・ 総務省は、最低制限価格制度等の運用実態の調査を踏まえた積極的な運用改善など、**市町村の官公需において、実際に労務費が適切に転嫁されるという結果が現れるよう、全力で取り組む**こと。
 - ・ 各事業所管省庁は公正取引委員会や中小企業庁と連携し、下請法が改正された中小受託取引適正化法に基づき、各事業所管省庁の主務大臣に指導・助言に関する権限を付与されるため、**執行体制を整備**すること。
 - ・ 中小企業庁は、年明けに価格転嫁の状況に関する「企業リスト」を公表した際は、早期に、そのうち**問題のある発注企業の経営トップ**に対し、**事業所管大臣から指導を実施**させること。

- 前回会議や新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版を踏まえた22業種の対応状況は、2ページ以下のとおり。

○ 22業種の重点業種における所管省庁の対応の進捗状況と今後の対応方針

警備業（警察庁生活安全局）

- ・ 令和5年12月の生活安全局長からの申し入れを踏まえ、一般社団法人全国警備業協会において、都道府県警備業協会を通じて、これまでに、のべ7,173社の会員企業等への周知を実施。
- ・ 警察庁協力のもと、同協会が、警察庁のクレジット入りリーフレットを作成し、加盟事業者や関係団体等に配布するとともに、協会ホームページにリーフレットのデータを掲載して業界内での活用を促進。
- ・ 令和6年3月に同協会から各省庁が所管する業界団体等に上記リーフレットの周知依頼要請を受け、同月に警察庁から各省庁に周知依頼文を発出し、各省庁が所管する業界団体等に、さらには関係業界団体等に加盟している企業等に対し、本リーフレットの周知を要請。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和6年4月、同協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのフォローアップ調査を実施（アンケート形式で1,078業者に実施し、495業者から回答）。
- ・ 令和6年8月、当該フォローアップ調査の結果を踏まえて、自主行動計画を改定。警察庁も改定作業に参加したほか、中小企業庁に対し、全国警備業協会が改定した自主行動計画における指針内容の反映状況等について意見照会を実施。
- ・ 令和6年度の「骨太の方針」において官公需に警備業が含まれることが明記されたことを受け、令和6年9月、地方公共機関及び地方公共団体等に対する骨太の方針の趣旨及び改定された自主行動計画の周知について、関係省庁へ依頼を実施。
- ・ 同フォローアップ調査の結果では、発注者及び受注者の立場として求められる行動については、おおむね9割以上の実施率となっていたが、労務単価の決定に関して交渉担当者の知識や説明力の不足や根拠資料の不足といった状況が課題と認識。令和6年11月、同フォローアップ調査から得られたこうした課題に対応し、警備業者が効果的に価格交渉を行えるようにするため、全国警備業協会が警備業者向けに「警備料金の基礎知識」を作成・公表。
- ・ 令和7年3月、警察庁から全国警備業協会に対して、従来の自主行動計画や指針内容に加え、改正下請法の内容の周知、サプライチェーン全体における価格転嫁の取組について働き掛けを要請。要請内容について、全国警備業協会から、都道府県警備業協会を通じて、加盟事業者に周知を図るとともに、全国警備業協会が発行する機関誌にも要請内容を掲載し、更なる周知を実施。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和7年6月、全国警備業協会において、加盟事業者を対象とした自主行動計画の進捗状況や指針に沿った対応がなされているかのフォローアップ調査を実施中。当該調査では、加盟事業者の取引段階（当該事業者が受託する際の委託回数）を把握する項目を今回より追加。7月めどに取りまとめを行うとともに、調査結果を踏まえ、受注時の各取引段階における指針の浸透状況、労務費の価格転嫁状況等を把握の上、価格転嫁状況等が不十分な場合には同協会と連携して自主行動計画の改定等の改善策を検討する。
- ・ 令和7年6月、全国警備業協会が主催する令和7年度定時総会において、警察庁長官から改めて、価格転嫁の取組の推進について要請。本要請については全国警備業協会が発行する機関誌に掲載の上、加盟事業者へ周知予定。

地方公務（総務省自治行政局）

- 令和6年1月22日に全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議を開催し、指針の遵守について説明を実施。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和6年2月に指針を踏まえた地方公共団体の対応状況及び取組内容（①組織的関与、②運用基準・マニュアルの整備、③庁内会議の開催等）に関する地方公共団体向けの調査を行ったところ、都道府県ではすべての団体が価格転嫁に関する具体的な取組を実施しているが、市区町村では8割強に留まっていることが分かった。
- 上記の調査結果を踏まえた改善策については、こうした対応状況や取組内容に関して、令和6年5月30日に地方公共団体に対しフィードバックを行い、取組が未実施の団体については速やかに取組を行うよう要請するとともに、その他の団体についてもフィードバックした取組事例を参考に、より一層積極的な取組を行うよう要請した。
- 令和6年9月に、取組が未実施の団体を対象に取組状況のフォローアップ調査を実施したところ、価格転嫁に向けた取組を行った団体は、83.2%から97.3%に増加。この調査結果を踏まえ、適切な価格転嫁に向けた取組をさらに徹底させるため、令和6年12月に再度、全地方公共団体に対して積極的な取組について要請した。
- 令和6年11月に、労務費や原材料費等の適切な価格転嫁等の観点から、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について、地方公共団体に対し通知するとともに、これらの制度の運用状況の調査を実施した。令和7年1月に、当該調査結果を踏まえ、制度未導入の地方公共団体においては制度を導入することや、工事等一部の契約で制度を導入している地方公共団体においては工事以外の契約に拡大することについて検討を依頼した。現在、これらの制度に係る地方公共団体ごとの導入状況（未導入の場合は導入予定も含む。）のフォローアップ調査を実施しており、その結果を9月頃までに取りまとめ、一覧化して公表する予定。
- 令和6年12月に、地方公共団体に対し、補正予算に計上された重点支援地方交付金が労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能であり、本交付金を活用しながら、労務費等の適切な価格転嫁を図ることを依頼した。また、令和7年4月に、地方公共団体に対し、重点支援地方交付金は令和7年度事業にも活用可能であり、本交付金の活用も検討しながら、労務費等の適切な価格転嫁を再度依頼した。重点支援地方交付金の更なる活用について、各都道府県の財政担当課長・市町村担当課長等に対し、総務省が主催する地方財政連絡会議など様々な機会を捉えて助言を実施している。
- 令和7年6月27日から、中小企業庁が設置している「下請かけこみ寺」において、官公需に関する相談受付を開始した。今後、「下請かけこみ寺」に寄せられる相談について、総務省も共有し、自治体の対応状況を把握した上で、把握した情報を基に自治体に対して必要な助言を行う。

インターネット附随サービス業（総務省総合通信基盤局、官房総括審議官（情報通信担当））

- 令和6年1月から2月にかけて、関係団体ごとに会員企業向けの説明会を実施。さらに、同年2月29日、総務省主催で、事業者に向けた合同説明会を開催。必要に応じ、更なる周知活動を実施。
- 関係団体の理事会等の場も活用しながら、会員企業に対し、本指針の周知及び本指針に沿った対応を要請。
- 関係団体において本指針の内容を反映した自主行動計画を策定。
- 日本インターネットプロバイダー協会：自主行動計画の策定については、令和6年3月に完了。
- テレコムサービス協会：自主行動計画の策定については、令和6年4月に完了。
- デジタルメディア協会：自主行動計画の策定については、令和6年5月に完了。
- 電気通信事業者協会：自主行動計画の策定については、令和6年5月に完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、実態調査の実施を関係団体に要請し、各団体とも会員に対して本指針の12項目に沿った対応ができているか、できていない場合はその理由まで記載を求めるアンケート調査を令和6年3月から同年6月にかけて、4団体537社に対して実施し、82社より回答を得た。
- 調査の結果、本社（経営トップ）の関与や発注者側からの定期的な協議の実施について、約7割が指針に沿った行動ができていると回答した一方で、交渉記録の作成・発注者と受注者の双方での保管について指針に沿った行動ができていると回答したのは約4割に留まったという結果であった。
- また、自主行動計画フォローアップ調査の実施を各団体に要請。発注者として仕入れ先の原材料費、エネルギー価格等のコスト増加分をどの程度反映したか、労務費の上昇による価格転嫁について本指針をどの程度反映したか等の設問からなる調査を令和6年9月から同年11月にかけて2団体79社に対して実施し、30社より回答を得た。
- 調査の結果、発注者側の9割以上がサプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断することができていると回答し、発注先との定期的なコミュニケーションに関する行動では約9割以上が対応できていると回答し、またコスト全般の変動の価格反映状況について全て・概ね・一部反映したと全てが回答したなど、本指針に沿った対応が進められていることを確認できた。一方で、価格交渉の記録の作成・発注者と受注者双方での保管については、対応できていない・あまり対応できていないと回答した企業が約2割存在するなど、取組が不十分な点も確認された。

(続き) インターネット附随サービス業(総務省総合通信基盤局、官房総括審議官(情報通信担当))

- 調査を実施した団体について、こうした調査結果を踏まえ、団体ごとに特に対応が不十分である事項等については、本指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、各団体に対し、会員企業への周知及び対応の要請を行うことを記載した要請文書を、令和6年12月20日に発出した。
- サプライチェーン全体への価格転嫁・取引適正化対策に関する取組の促進について、各団体に対し、会員企業への周知・徹底及び対応状況の報告を求める大臣名の要請文書を、令和7年3月10日に発出した。特にサプライチェーンの頂点となる主要通信事業者4社へは同日に総務副大臣から直接対面にて要請を行った。
- 指針の遵守徹底等を含む価格転嫁・取引適正化対策に関する取組の促進に係る対応状況について、4団体から各会員企業に対して令和7年4月から同年5月にかけて実施したフォローアップ調査結果の報告によると、直接の取引先から外注先まで価格転嫁が行き渡るよう周知・徹底が実施されるなど、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の実現に向けた対応が行われていることを確認できた。
- 令和7年度の自主行動計画のフォローアップ調査において、上記の総務大臣要請も含め調査し、サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化について更なる取組の促進を図る予定。

- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会(以下「協会」という。)から、令和6年1月に事務連絡文書を送付し、のべ2,825の会員事業者に指針の周知を実施した。
- 協会において、令和6年1月17日開催の「地区本部長会議」(北海道、東北、東京、関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国及び九州の各地区の本部長で構成)における対面説明を行った。また、厚生労働省と同協会との共催により、会員事業者向けオンライン説明会を、新たに4回実施(同年1月31日、2月2日、2月6日、2月9日)した。併せて、説明会に参加できなかった事業者向けに、ホームページ上で動画を同年3月5日から配信した。
- 厚生労働省から、令和6年度建築保全業務労務単価(各省庁及び都道府県が国の建築物等の保全業務を委託する際の参考単価、国土交通省が毎年通知)の公表に際し、令和6年2月29日に、本指針を踏まえた発注者としての行動を要請する通知を、各省庁及び都道府県契約担当課長宛てに発出した。同時に、厚生労働省から協会に対し、本指針を踏まえた受注者としての行動をとるよう、通知した。また、会員事業者は官公庁からの受注割合が高いことから、清掃業務を発注する際の予定価格設定方法について各省庁に聞き取りを行い、11省庁で建築保全労務単価を活用し予定価格を算出していることを確認した。
- 協会が作成した「ビルメンテナンス業における適切な価格転嫁の円滑化に向けて」リーフレットを、令和6年4月に会員事業者配布し周知するとともに、発注者との協議を促した。
- 協会において、令和6年3月に、自主行動計画の策定に係る協議の場としてワーキンググループを設置し、自主行動計画の策定に向けた検討を行い、この結果、同年6月25日に策定を完了した。
- 価格転嫁の状況の把握については、協会において、令和6年6月より会員事業者向けの相談窓口を設置済み。
- 協会において、策定した「適正価格契約に向けて(ビルメンテナンス業における価格転嫁に向けた自主行動計画)(以下「自主行動計画」という。)」のオンライン説明会を令和6年7月に計8回開催し会員事業者への周知を図った。
- 令和6年8月に、厚生労働省から、各省庁、地方公共団体及び民間企業の業務発注者宛てに、同協会が策定した自主行動計画を周知する事務連絡を発出した。
- 同時期に、厚生労働省から、各省庁、地方公共団体宛てに、最低賃金額改定を見据えたビルメンテナンス業務の契約金額の変更を依頼する通知を発出した。
- 協会において、指針や自主行動計画の遵守状況把握のため、令和6年11月から同年12月の期間で会員事業者に対しアンケートによる実態調査を実施した。同年12月11日時点で、回答のあった会員事業者の内、約6割の事業者が指針に沿って価格交渉を行い、その内約8割で成果があったという結果が得られた。なお、令和5年10月から同年12月に実施した調査結果では、回答のあった会員事業者の内、価格交渉を行った事業者は約5割であり、その内成果があったと回答した事業者は約6割であった。

(続き) ビルメンテナンス業(厚生労働省健康・生活衛生局)

- 令和6年12月に、厚生労働省から地方公共団体宛てに、ビルメンテナンス業務の価格転嫁に重点支援地方交付金を活用するよう依頼する通知を発出。また、令和7年2月に、各省庁及び地方公共団体宛てに、令和7年度建築保全業務労務単価を活用した積算を行うよう依頼する通知を発出。
- 令和6年12月から令和7年3月にかけて、協会において、価格交渉の成果が出なかった事例について課題要因のヒアリングを実施。ヒアリングにより、発注者の予算不足が依然として契約変更の主要なボトルネックとなっている中で、発注部署の担当者が指針の内容を理解していない、交渉を行う時期が悪く契約変更にいたらない等、各受注者が解決に向けて工夫できる課題要因もあることが明らかになった。これらの課題要因と対応方法について業界に広く共有するため、協会会員に向けたオンラインセミナーを令和7年5月に6回実施。
- 令和7年6月に、協会から会員事業者に対し、これまでの改善措置を踏まえた指針の遵守状況に係る調査を実施。調査の際には、委託事業者と中小受託事業者のそれぞれの状況を比較できるよう工夫し、サプライチェーンの先における転嫁状況を確認した。調査結果は7月中にとりまとめ、協会会員に周知する。

輸送用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- 日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（令和6年2月16日、2月19日、2月22日）。各団体から傘下企業に周知を実施し、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会ともに、傘下企業全社（日本自動車工業会：14社、日本自動車部品工業会：418社）に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、日本自動車工業会、日本自動車部品工業会に対し、本指針の内容の自主行動計画への反映を、令和6年6月中目途で実施するよう要請。日本自動車工業会は同年5月31日に、日本自動車部品工業会は同年6月14日に反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会において、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、労務費増加分の価格への反映状況は、令和5年に比べて改善（全て反映・概ね反映の割合が、日本自動車工業会では約93%から100%に、日本自動車部品工業会では約61%から約87%に上昇）。また、労務費転嫁指針の各項目に関する対応状況は、価格交渉への経営トップの関与等の多くの項目において十分対応できていることが把握できたが、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定や交渉記録の保管等については一部対応できていない等の実態を把握（例えば定期的な協議の場の設定は、日本自動車工業会は全て対応が約93%、概ね対応が約7%で、日本自動車部品工業会は全て対応が約29%、概ね対応が約43%。交渉記録の保管は、日本自動車工業会は全て対応が約86%、概ね対応が約14%で、日本自動車部品工業会は全て対応が約37%、概ね対応が約35%。）。これらの結果となった原因として、協議の案内が文書の送付ではなく口頭のみとなっている、文書の送付をした場合であっても呼びかけに反応しない取引先へのフォローが不十分、また、交渉記録の保管場所を組織的に統一できていない、といった課題が関係会員各社への照会によって確認された。
- こうした課題を踏まえ、令和6年11月と12月に、各団体において、取引先に対して協議を呼びかける文書の送付や文書送付後のフォロー、交渉記録の一元管理の徹底など必要な改善策を定め、傘下企業への周知を実施するとともに、12月に日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会に設置されている社長・役員クラスで構成する各種会合に経済産業省担当課長等が出席し、当該改善策の実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請した。

(続き) 輸送用機械器具製造業(経済産業省製造産業局)

- 令和7年4月に、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会との懇談会において、経済産業大臣から、参加した傘下企業の社長に対して、取引先の更に先を考慮した価格決定やそうした取組の情報発信、労務費転嫁指針の遵守の徹底等について要請。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても自動車・自動車部品業の労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果によると、自動車・自動車部品の業種平均の労務費転嫁率は53.4%と、前回の調査結果の48.9%と比べると上昇するとともに、全業種平均より高い水準を維持している。また、すべての取引階層でも全業種平均と比較して高い水準だが、全業種平均と同様に取引段階が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなっている。
- 今後も価格転嫁を促進するため、日本自動車工業会及び日本自動車部品工業会を中心に、取引先の更に先を考慮した価格決定やそうした取組の情報発信を継続して進めていくとともに、3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果を踏まえ、令和7年7月に予定している理事会等の機会や会員企業の社長、役員等で構成される各団体の定例会合の場を活用して、経済産業省担当局長、課長等より労務費転嫁の促進に向けた政府の取組の情報発信や要請等を必要に応じ行っていく。

金属製品製造業（経済産業省製造産業局）

- 業界向け説明会を、新たに3回実施（令和6年2月16日、2月19日、2月22日）。令和6年3月にはアルミニウム協会等の理事会の場を活用した説明を実施済み。各団体から傘下企業に周知を実施し、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ676社）に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画への反映を、令和6年6月中目途で実施するよう要請。各団体とも令和6年7月17日までに反映が完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定については一部対応できていない等の実態を把握（定期的な協議の場の設定は、全て対応が18%、概ね対応が52%）。他方、労務費増加分の価格への反映状況については、発注企業側として受注企業に対して価格交渉の申し入れをするよう要請するといった積極的な働きかけもみられ「発注側として、労務費の変動分を全て反映した」と回答した企業が前回の25%から32%に増加し、「概ね反映した」と回答した企業が前回の36%から44%に増加した。
- こうした調査結果を踏まえ、令和6年12月に、業界団体に対して、労務費指針に関する周知等を行い、自主行動計画に記載された内容の実行の徹底を改めて業界団体から傘下企業に対して働きかけを行っていただくよう依頼。
- また、令和6年12月18日には、アルミニウム協会会員企業の社長・役員クラスが参加する会合にて経済産業省担当課長が出席し、価格転嫁に関する協議の場の設定と受発注双方からの積極的な働きかけについて経産省側から改めて要請した。また自主行動計画のフォローアップ調査の結果概要についても団体から説明を受けた。その他の団体においても、令和6年度内に、理事会や賀詞交歓会等の会合にて担当管理職等から各団体や会員企業に対し、前述した内容についてコスト増分の適切な価格転嫁に向けた取組を行うよう要請した。

(続き) 金属製品製造業(経済産業省製造産業局)

- 令和7年2月14日、東京都金属プレス工業会主催の64社100名程度が参加する会合にて、中小企業庁が価格転嫁と取引適正化をテーマとした基調講演を行うとともに、パネルディスカッションによる意見交換を実施。また、令和7年4月24日、経済産業省担当課長から取引適正化及び価格転嫁の徹底に関する要請を実施。
- 令和7年2月28日、6月6日に素形材関係団体が参加する交流会にて、経済産業省担当課から要請を加えて実施。
- 令和7年5月28日にはアルミニウム協会会員企業の社長・役員クラスが参加する懇談会において「労務費転嫁指針」や「自主行動計画」の内容の遵守および会員企業への改めでの周知、サプライチェーン全体における価格転嫁の状況の確認の要請などを実施。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても金属製品製造業の労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果によると、金属製品製造業(発注者側)の業種平均の労務費転嫁率は46.3%と前回の調査結果(42.6%)と比べると上昇しているが、全業種平均(48.6%)より低い水準となっている。また、2次請け以降の労務費転嫁率は全業種平均より低い水準となっており、取引段階が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなる傾向にあるため、2次請け以降の取引における価格転嫁の浸透が必要。
- 上記の課題を踏まえ、サプライチェーン全体で労務費の価格転嫁に取り組む必要があることを周知するとともに、受注者側から取引先に対しての協議申出の促進や交渉記録の一元管理の徹底などの呼びかけを行う。また、令和7年7月予定の金属プレス工業協会の経営者会合や、秋頃予定のアルミニウム協会会員企業の社長・役員クラスが参加する懇談会等において、経済産業省担当局長、課長等より当該改善策の実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請していく。

家具・装備品製造業(経済産業省製造産業局)

- ・ 日本オフィス家具協会・日本家具産業振興会等の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(令和6年2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社(のべ228社)に周知済みであることを確認。
- ・ 自主行動計画の策定については、本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画の新たな策定を、令和6年6月中目途で実施するよう要請。各団体とも令和6年6月28日までに完了。
- ・ また、価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- ・ 調査の結果、労務費の価格交渉について、経営トップが関与している割合は約78%であった。また、労務費増加分の価格への反映状況については、「発注側として、労務費の変動分をすべての仕入れ先に対して反映した」と回答した企業が約11%、「概ね反映した」と回答した企業が約58%と、合わせて約69%が対応していることを把握した。
- ・ 他方で、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定は、「あまり対応できていない」と回答した企業が約31%、「対応出来ていない」と回答した企業が約3%いることが分かった。また、価格交渉の記録の保存について「あまり対応出来ていない」と回答した企業が約16%、「対応出来ていない」と回答した企業が約8%となっている。この結果から、一部の企業間で、正式な協議の場が設けられていない、また書面での結果共有が行われておらず、労務費の転嫁を円滑に進めるための手段が十分に整備されていない企業が一部存在していることが推察される。
- ・ 以上の結果を踏まえ、各団体に対して、定期的な価格転嫁に係る協議の場の設定や価格交渉の記録の保存に関する呼び掛けを含め、発注者と受注者の間で引き続きコミュニケーションをとる手段を確保するなど必要な改善策を策定するとともに、12月に各団体HPでの公表や会員向けのメールでの情報発信を行うよう要請した。
- ・ 令和7年2月12日に全日本ベッド工業会の社長会(9社)及び令和7年2月20日に日本家具産業振興会の理事会(19社)において、経済産業省担当管理職から取引適正化及び価格転嫁の徹底や、自主行動計画に基づくパートナーシップ構築宣言率の増加に関する要請を実施。
- ・ 加えて、日本家具産業振興会では、令和7年5月の総会にて傘下企業に対し価格転嫁の適正化等について改めて要請。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても家具・装備品製造業の労務費の転嫁状況をフォロー。
- ・ 調査の結果によると、家具・装備品製造業(本調査における業種区分は建材・住宅設備業)(発注者側)の業種平均の労務費転嫁率は39.5%と前回の調査結果(42.8%)と比べると低下するとともに、全業種平均(48.6%)より低い水準となっている。また、2次請け以降の労務費転嫁率についても、全業種平均より低い水準であるため、改善が必要。
- ・ こうした結果を踏まえ、全日本ベッド工業会では、パートナーシップ構築宣言未参加企業3社への参加を対面で要請予定。また、令和7年6月には、社長、役員等が出席するオフィス家具協会の総会後懇親会にて、経済産業省担当課長等より各団体や会員企業に対し、当該改善策の実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請した。

はん用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、生産用機械器具製造業（経済産業省製造産業局）

- ・ 関係20程度の団体幹部への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施（令和6年2月16日、2月19日、2月22日）。令和6年3月に日本工作機械工業会、日本分析機器工業会等の理事会の場を活用した説明を実施。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社（のべ1,435社）に周知済みであることを確認。
- ・ 令和6年4月に産業機械6団体（日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、日本分析機器工業会、日本計量機器工業連合会）に対し、当省政務から価格転嫁の徹底を直接要請した。また、意見交換の結果、産業機械業界が取引の川中に位置し、受注者の立場として、発注者との間でしわ寄せが生じやすい構造が明らかになった。
- ・ 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、令和6年6月中目途で実施するよう要請。各団体とも令和6年6月25日までに反映が完了。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査で労務費の転嫁状況をフォローした。調査の結果、例えば、日本工作機械工業会では、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定について、一部対応できていない等の実態を把握（定期的な協議の場の設定は、全て対応が30%、概ね対応が29%）。他方、労務費増加分の価格への反映状況については、発注企業側として受注企業に対して価格交渉の申し入れをするよう要請するといった積極的な働きかけもみられ、「発注側として、労務費の変動分を全て反映した」が前回の15%から34%に増加し、「概ね反映した」とあわせて84%となった。
- ・ なお、価格交渉促進月間（令和6年9月）での調査の結果、機械製造業全体で、発注企業による価格交渉の実施状況は+0.23ポイント改善し、6.67ポイントとなった。また、発注企業としての価格転嫁率も+2.4%改善し、54.3%となった。他方で、価格交渉は行われたが、全く転嫁できなかった企業が7.2%おり、引き続き、徹底に向けた課題があることが明らかになった。
- ・ 令和6年12月に、自主行動計画に記載された内容の実行の徹底等を各自主行動計画策定団体から会員企業に働きかけるとともに、経済産業省担当課長等から要請を実施。
- ・ また、令和7年2月から4月の間にかけて、経済産業省担当課長等より、賀詞交換会や理事会等の団体役員が集まる場（合計21回）で、各団体や会員企業に対し、さらなる仕入れ先との協議の場の設定、コスト増分の適切な価格転嫁に向けた取組等を改めて要請。
- ・ 令和7年4月7日、日本産業機械工業会の会長等に対し、経済産業大臣から取引適正化及び価格転嫁の徹底に関する要請を実施するとともに、各団体より、取引先との協議、自主行動計画の遵守、労務費の適切な転嫁など必要な改善策について、傘下企業への周知を実施した。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても機械製造業の労務費の転嫁状況をフォロー。
- ・ 調査の結果によると、機械製造業（発注者側）の業種平均の労務費転嫁率は50.6%と前回の調査結果（47.4%）と比べると上昇するとともに、全業種平均（48.6%）より高い水準を維持している。また、3次請け以降の労務費転嫁率は、全業種平均よりも高い水準だが、全業種平均と同様に取引段階が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなっている。
- ・ 令和7年内にかけて、会員企業の社長、役員等で構成される各団体の定例会合に経済産業省担当課長等が出席し、労務費転嫁の促進に向けた政府の取組の情報発信や要請等を必要に応じ行っていく。

情報サービス業(経済産業省商務情報政策局)

- ・ 労務費転嫁指針について、情報サービス産業協会(以下、JISA)の役員クラスへの説明に加え、業界団体向け説明会を、計3回実施(令和6年2月16日、2月19日、2月22日)し、各団体から傘下企業に周知を実施。中でも自主行動計画を策定しているJISAの傘下企業全社(のべ504社)に周知済みであることを確認。
- ・ 令和6年5月16日、JISAの理事会にて経済産業副大臣から、会員及び理事各位に取引適正化及び価格転嫁の徹底に関して要請。
- ・ 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を令和6年6月17日までに完了。JISAの会員各社宛に、自主行動計画改定及び労務費等の適正な転嫁をお願いする会長レターを同日付で発出。
- ・ また、価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した、自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。発注者側に対する調査の結果、価格転嫁の意識のもとでの要請額の検討について、「対応できている」が約83%、仕入先に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示することについて、「対応できている」が約86%という状況を把握。他方で、一部の項目において、満足に対応できていない実態を把握。例えば、定期的な価格転嫁に関する協議の場の設定について、「全てについて対応できている」が約25%、交渉記録の保管について、「全てについて対応できている」が約32%。労務費コスト増加分の発注費への反映について、「全て反映した」が約13%。つまり、受注者・発注者双方のコミュニケーションが不足していることにより、労務費上昇分の価格転嫁が十分にされていない状況が確認された。また、受注者側の調査の結果、労務費上昇分の価格転嫁に関する発注者側の考え方の提示や、労務費の変動の価格への反映等において、発注者側の認識と受注者側の認識に乖離が生じている実態を把握。
- ・ 調査結果を受けて、令和6年12月11日のJISAの企画委員会(各社役員クラス)及び12月17日の正副会長会議において、事務局が、自主行動計画の調査結果について報告し、あわせて労務費の価格転嫁に向けた更なる徹底のために、特に課題となっている、仕入先との定期的な価格転嫁に関する協議の場を設定するよう呼びかけたことを確認。
- ・ また、令和7年1月9日のJISAの理事会(社長、役員クラス)に担当室長が出席し、調査結果を踏まえて、改善に向けての実行と継続的なフォローを着実に実施するよう要請。
- ・ また、令和7年1月30日には、JISAにて、調査結果を踏まえて、労務費の適切な価格形成・価格転嫁に向けて、より一層の努力を依頼する会長レターを発出。あわせて、会員各社が適正な取引を推進する上で、発注者として必要な対策のポイントや、行ってはならない取引慣行をまとめた「取引適正化実践マニュアル」を公表。
- ・ 令和7年3月25日、JISAの理事会(社長、役員クラス)にて、経済産業大臣政務官から、各理事に対して取引適正化及び価格転嫁の徹底に関する要請を実施。
- ・ 令和7年3月26日、JISA企画委員会が「JISA適正取引オンラインセミナー」を開催し、中小企業庁取引課の担当者から下請法を中心とした政策動向、JISA担当部会長からJISA作成の「取引適正化実践マニュアル」の概要を説明(会員企業から合計176名が参加)。
- ・ 令和7年5月19日、JISAの会員各社に向けて、取引適正化に係る法遵守状況の自主点検についての依頼を発出。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても情報サービス・ソフトウェア業の労務費の転嫁状況をフォロー。
- ・ 調査の結果によると、情報サービス・ソフトウェア業(発注者側)の業種平均の労務費転嫁率は53.6%と前回の調査結果の46.3%と比べると上昇するとともに、全業種平均より高い水準を維持している。また、3次請けまでの取引段階では、全業種平均と比較して高い水準だが、全業種平均と同様に取引段階が深くなるにつれて価格転嫁割合が低くなっている。
- ・ 今後も価格転嫁を促進するため、情報サービス産業協会を中心に、取引先の更に先を考慮した価格決定やそうした取組の情報発信を継続して進めていくとともに、令和7年内に会員企業の社長、役員等で構成される各団体の定例会合に担当局長、課長等が出席し、労務費転嫁の促進に向けた政府の取組の情報発信や要請等を必要に応じ行っていく。

印刷・同関連業(経済産業省商務・サービスグループ)

- 日本印刷産業連合会及びその会員団体(10団体)の社長・役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を3回実施(令和6年2月16日、2月19日、2月22日)。自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社(のべ6,371社)への周知を確認。
- 令和6年6月、本指針の内容を自主行動計画へ反映。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況を確認。その結果、単価の改定に関する協議において、労務費を理由とする協議を行った比率は57%、受注側が申し出を行ったが協議に応じてくれなかったとする比率は3.7%であった。一方、労務費の転嫁の対応については、発注側の認識としては43%から51%へと進んでいる傾向にあった反面、受注側の認識としては、28%から27%へと横ばいであり、両者の認識にずれがある等の結果が見られた。
- 調査結果を踏まえ、令和6年末、印刷業界を束ねる日本印刷産業連合会から傘下の10団体に対して、受注者からの求めに応じて価格交渉をより推進するよう周知・要請を強化。理事会や会議体での周知に留まらず、会員団体ごと、または役員企業個社への個別面談を実施し、適正取引を通じて労務費転嫁に努めることやパートナーシップ構築宣言を採択するように働きかけを実施。更に、取引先向けの要請文書を検討・作成する場合、行き過ぎた要求とならないよう、日本印刷産業連合会において、法務部門・弁護士等によるリーガルチェックを実施するための体制を構築。
- 令和7年4月～6月にかけて、印刷・同関連業の関係団体が主催する総会や役員会議等において、経済産業省担当管理職等から「労務費転嫁指針」や「下請取引ガイドライン」、「自主行動計画」等の遵守について会員企業へ周知。
- 官公需印刷物については、令和6年9～10月、地方公共団体に対して入札・契約に関する実態調査を実施。その結果、過度な低価格競争の抑制が期待される最低制限価格制度等の導入が一部にとどまっていることが明らかになった。これを踏まえ、地方公共団体宛てに適正な予定価格の作成や最低制限価格制度等の導入を促す通知を令和7年6月発出。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査において印刷業の労務費の転嫁状況をフォロー。調査の結果によると労務費転嫁率は39.6%と、前回の調査結果(40.6%)と比べて若干の下落がみられ、依然として全業種平均(48.6%)より低い水準となっていることから、適正な価格転嫁がなされるよう、更なる働きかけが必要と認識。
- 令和7年度中に印刷・同関連業の関係団体が主催する理事会等の会合の場において、改めて労務費転嫁を含む価格転嫁の適正化に向けた政府の取組に関する情報発信や要請を行っていく。

- ・ 日本映画協会、主要映画会社の会長・社長、日本映画制作適正化機構の主要メンバー(映画製作者・制作プロダクション・職能団体等幹部)への説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(令和6年2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。自主行動計画の策定を要請している団体の傘下企業全社(のべ87社)に周知済みであることを確認。
- ・ 映画業界では令和5年3月策定の「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」に適正取引に向けたルールとして「予算の透明化と必要な間接費の記載」を設定しており、映画制作に係る発注者と受注者は予算作成や必要な間接費(受注者)の取り分を明記したうえで協議している。
- ・ 本指針の内容を盛り込んだ自主行動計画を令和6年6月に策定。価格転嫁の状況の把握については、現在、関係団体において自主行動計画のフォローアップを通じて、労務費の転嫁状況の結果を踏まえ、各団体から会員会社措置の要請を令和6年に実施。
- ・ 加えて、令和6年12月13日に経済産業省から日本映画適正化機構に関連団体において周知するように働きかけを行い同日付で本指針及び自主行動計画に沿った対応をメンバー団体において実施するように決定。令和6年12月19日に文化創造産業課長から日本映画制作者連盟に対して、同課課長補佐から日本映画協会に対してそれぞれ各理事会メンバー(企業の社長クラス)に対して、自主行動計画及び調査結果に沿った対応を各社が取るように直接働きかけを行った。
- ・ 令和7年1月に、一般社団法人日本ポストプロダクション協会の新年賀詞交換会において、経済産業省文化創造産業課課長補佐から、取引適正化及び価格転嫁の徹底に関する要請を実施。
- ・ 令和7年1月に、日本映画制作適正化機構の主要メンバー(映画製作者、制作プロダクション、職能団体幹部)との定期会合において、経済産業省文化創造産業課課長補佐から下請法及びフリーランス法の概要資料を配布し会員会社への周知を依頼するとともに、取引適正化及び価格転嫁の徹底に関する要請を実施。
- ・ 令和7年1月に、日本映画協会の新年交歓会において、経済産業省商務・サービスグループ幹部より、労務費の価格転嫁や契約書の締結の徹底について要請を実施。
- ・ 令和7年6月、経済産業省は、海外市場の獲得に加えて、労務費・原材料費・エネルギー費等の実態に合わせた価格転嫁の促進、下請取引ガイドラインの普及啓発、就業環境改善等も盛り込んだ「エンタメ・クリエイティブ産業戦略」を公表するとともに、関係団体へ周知を実施。
- ・ 令和6年6月に策定した自主行動計画について、令和7年9月中を目処に必要な見直しを実施の上、改定予定。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査により「放送コンテンツ業」として労務費の転嫁状況をフォロー。
- ・ 調査の結果によると業種平均の労務費転嫁率は41.7%と、前回の調査結果(36.8%)と比べると上昇しているが、全業種平均(48.6%)より低い水準となっている。また、1次請けの労務費転嫁率も全業種平均より低い水準となっていることから、全体として改善傾向にはあるものの、適正な価格転嫁の実現のために更なる周知と働きかけが必要と考えられる。
- ・ そのため、令和7年9月までに、業界団体等を通じて、適正な価格の設定及び労務費やコスト構造についての透明性を高めるよう、周知を行う。

(続き) 映像・音声・文字情報制作業(経済産業省商務・サービスグループ、総務省情報流通行政局)

- ・ 放送分野については、令和6年1月以降、総務省情報流通行政局より、業界団体の役員等に対して個別に本指針の説明を行っており、日本放送協会、衛星放送協会、日本ケーブルテレビ連盟、日本コミュニティ放送協会、日本民間放送連盟、全日本テレビ番組製作社連盟、全国地域映像団体協議会に説明済み。
- ・ 令和6年2月29日に、総務省主催で合同説明会を実施。各団体の取組状況については、同年3月時点で会員企業等に周知済みであることを確認。
- ・ 自主行動計画の改定については、令和6年4月に反映が完了。
- ・ 令和6年10月18日に、本指針の内容等を反映した「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン(第8版)」を公表するとともに、放送事業者及び番組製作会社に対し、同ガイドラインの遵守を要請する文書を同年11月20日に発出。
- ・ 価格転嫁の状況の把握については、自主行動計画策定団体である放送コンテンツ適正取引推進協議会が、加盟業界団体に対し、令和6年11月18日～12月12日にかけて実態調査を実施。発注側事業者199社、受注側事業者46社から回答を得た。
- ・ 調査の結果、発注側事業者の約69%が労務費価格の交渉に経営トップが関与していると回答しているほか、約75%が発注先との定期的な労務費の価格転嫁に係る協議の場の設定について、「概ね対応できている」または「全てに対応できている」と回答。
- ・ 受注側事業者においては、約83%が労務費の変動について「発注者が協議に応じた」(協議の必要がなかった場合を含む。)と回答しているが、労務費の変動を価格に「概ね反映した」または「すべて反映した」と回答した受注側事業者は約28%に留まっている。
- ・ こうした調査結果を踏まえ、特に対応が不十分である事項等については、本指針及び自主行動計画に沿った対応を徹底するよう、同協議会を通じ、各加盟業界団体の会員企業への周知及び要請を令和6年12月20日に実施。
- ・ 令和6年度ガイドライン遵守状況調査(ヒアリング形式。令和7年1月～5月)及び令和6年度放送コンテンツ製作取引実態調査(アンケート形式。令和7年1月～2月)を実施。令和6年度放送コンテンツ製作取引実態調査では、サプライチェーンの深い層の事業者が含まれる番組製作会社間の取引については、取引価格の決定に際し事前協議を行ったと回答した番組製作会社の割合が、前年度の約64%から71%と7ポイント増加していた。一方で、放送事業者と番組製作会社との取引については、71%と横ばいの状況である。
- ・ 令和7年3月28日に、総務副大臣から放送事業者の業界団体等4団体に対して、下請法の遵守の徹底、改正法の事前周知、商習慣の見直し、サプライチェーン全体での価格転嫁、自主行動計画の改定・徹底等について直接対面にて要請。放送コンテンツの製作に係る業界団体3団体については、文書にて同内容の要請を実施。
- ・ 令和7年4月23日に、放送コンテンツ適正取引推進協議会(放送事業者及び番組製作会社の業界団体等で構成)が上記の要請内容を踏まえて自主行動計画を改定。
- ・ 令和7年度、総務省において、価格交渉・価格転嫁を阻害する要因分析と円滑な交渉・転嫁の促進方策の在り方について研究会を開催し、標準となる見積書をもとに、コストに関する各種統計情報を出力する価格交渉支援ツールの作成を行う。

広告業(経済産業省商務・サービスグループ)

- 日本広告業協会の役員クラスへの説明に加え、業界向け説明会を、新たに3回実施(令和6年2月16日、2月19日、2月22日)。各団体から傘下企業に周知を実施。所管省庁として、自主行動計画を策定している団体の傘下企業全社(のべ152社)に周知済みであることを確認。
- 自主行動計画の改定については、本指針の内容の自主行動計画への反映を、令和6年8月1日までに完了。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和6年11月に実施した自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 調査の結果、労務費の価格転嫁の協議の比率について、発注者側の認識としては協議に応じた比率は89%に達し、受注者側の認識としては、協議に応じてくれた比率が38%、協議に応じる必要が無い比率が59%で両者の合算値が97%と確認できた。
- さらに、実際に労務費の価格転嫁を行った比率については、発注者側の認識としては77%、受注者側の認識としては72%となっており、労務費の価格転嫁が進められており、その認識にはほぼ同一であると確認できた。
- こうした調査結果を踏まえ、傘下企業への労務費の適切な転嫁等の遵守について、周知を実施。また、広告業協会の定期理事会で価格交渉をより推進するよう周知・要請の強化を措置済み。今後もさらなる改善に向けて、重点課題の改善状況について継続的なフォローを実施する。
- また、価格交渉促進月間(令和6年9月)フォローアップ調査結果を受け、広告主・広告代理店・広告制作者(フリーランス等も含む)それぞれに対し、令和7年1~2月頃にヒアリングを実施し、あわせて担当課長から取引適正化および価格転嫁の徹底を要請。引き続き価格転嫁に関し注視していく。
- 公正取引委員会や中小企業庁と連携し、「広告業界における下請適正取引等推進のためのガイドライン」を令和7年3月に改定し、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の促進を業界団体に向けさらに要請した。
- 価格転嫁の状況の把握については、令和7年3月の価格交渉促進月間を踏まえたフォローアップ調査においても広告業の労務費の転嫁状況をフォロー。その結果によると、広告業の業種平均の労務費転嫁率は36.3%であった。前回の調査結果(32.1%)と比べると、4.2%上昇となっており、わずかながら改善が窺える。なお、2次請け以降の転嫁率が著しく低い傾向にあることから、主に広告制作者等において適正な価格の転嫁を受けることができている状況にあると考えられる。
- この結果を受け、令和7年9月までに、業界団体等を通じて、発注者側になり得る広告主や広告代理店に対し、適正な価格の設定及び労務費やコスト構造についての透明性を高めるよう、周知を行う。また、各団体で自主的に策定している資格制度やスキルアップ制度を奨励することで、業界全体としての意識改善や付加価値向上を求めていく。なお、他業種と比べて広告業のアンケート回答数が158件と少ないため、より実態に即した数値にするべく、本調査について幅広く周知及び回答いただくよう、業界全体への呼びかけも積極的に行う。

総合工事業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、技術サービス業(国土交通省不動産・建設経済局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。

「総合工事業」:20団体から会員企業約49,300社に対して周知。

「不動産取引業」:5団体から会員企業約137,200社に対して周知。

「不動産賃貸業・管理業」:4団体から会員企業約8,100社に対して周知。

「技術サービス業」:5団体から会員企業約3,600社に対して周知。

- 各業界団体に対して、令和6年1月に加え令和6年4月末にも、①自主行動計画・パートナーシップ構築宣言について、指針に沿って策定・見直し、②「12の行動指針」に対応する取組の実施(連絡窓口の設置等により、行動指針に沿わない状況を把握し、把握された状況に対する団体としての対応)について改めて要請し、フォローアップ調査を令和6年5月及び令和6年6月にかけて実施。その際、特に、自主行動計画の策定・見直しについては令和6年6月末までに完了するよう、優先して対応を依頼。対応状況については以下に記載。

＜自主行動計画の策定・見直し＞

「総合工事業」:18団体で令和7年4月1日までに対応完了。

「不動産取引業」:5団体で令和6年7月10日までに対応完了。

「不動産賃貸業・管理業」:4団体で令和6年6月28日までに対応完了。

「技術サービス業」:5団体が令和6年12月3日までに対応完了。

「総合工事業」

＜令和6年度10月に実施した調査結果と課題への対応＞

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期：令和6年10月7日～令和6年10月31日
- ・ 調査対象：総合工事業を会員企業にもつ団体（回答団体：5団体、回答企業1,029社）
- ・ 調査方法：アンケート調査
- ・ 調査内容：労務費指針に関して、発注側・受注側として価格転嫁の状況について（交渉の実績や反映の程度）

【結果の概要】

- ・ 回答があった企業に関しては多くの企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。具体的には発注者の立場としては、およそ7割の企業が全て・ないし概ね下請業者と協議を行うことができており、労務費の上昇分については、取引の8割程度で全て・ないし概ね反映されている。また、受注者の立場としても、協議が必要な取引については、受発注者いずれかの立場からの申出により8割以上で協議を行うことができている。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

- ・ 12の行動指針に沿って協議、交渉やそれに伴う価格の転嫁ができている企業が多く、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・ コスト増加分についてはサプライチェーン全体で適切に転嫁していくことが必要であり、令和6年6月の建設業法等の改正により、協議・調整の円滑化を図るため、契約前の段階から資材等の高騰リスクを契約当事者の双方が共有し、実際に高騰した際は誠実に協議するよう求める新たなルールを定めたところ。今回のフォローアップ調査の結果、協議を申し入れることができなかったという回答も少数ではあるが存在した（コスト全般の増について、全体の4%が発注者に申入れが実施できなかった）ことも念頭に、令和6年12月からその一部が施行された改正内容や12の行動指針について、国土交通省において、工事の発注者、受注者それぞれに対し、令和6年内に説明会を開催。以降も各地で説明会等を開催し、広く周知していくことで、商習慣の定着を図っていく。

(続き)「総合工事業」

＜令和7年度5月に実施した調査結果と課題への対応＞

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期: 令和7年5月23日～6月5日
- ・ 調査対象: 総合工事業を会員企業にもつ団体(回答団体: 6団体、回答企業876社)
- ・ 調査方法: アンケート調査
- ・ 調査内容: 労務費指針に関して、発注側・受注側として価格転嫁の状況について(交渉の実績や反映の程度)

【結果の概要】

- ・ 回答があった企業に関しては多くの企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。具体的には発注者の立場としては、6割以上の企業が全て・ないし概ね直接の取引先となる協力会社と協議を行うことができおり、労務費の上昇分については、取引の7割以上で全て・ないし概ね反映されている。また、受注者の立場としても、協議が必要な取引については、受発注者いずれかの立場からの申出により8割以上で協議を行うことができている。
- ・ 今回のフォローアップ調査で、発注側としてサプライチェーン全体での適切な価格転嫁が可能となるように価格決定を行っている企業は、7割であった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

- ・ 12の行動指針に沿って協議、交渉やそれに伴う価格の転嫁ができている企業が多く、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。
- ・ 引き続き、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁が可能となるような取組を実施するよう促していく必要がある。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・ コスト増加分についてはサプライチェーン全体で適切に転嫁していくことが必要であり、令和6年6月の建設業法等の改正により、協議・調整の円滑化を図るため、契約前の段階から資材等の高騰リスクを契約当事者の双方が共有し、実際に高騰した際は誠実に協議するよう求める新たなルールを定めたところ。前回のフォローアップ調査の結果、協議を申し入れることができなかったという回答も少数ではあるが存在した(コスト全般の増について、全体の4%が発注者に申入れが実施できなかった)ことも念頭に、上記の改正内容や12の行動指針について、国土交通省において、工事の発注者、受注者それぞれに対し、令和6年12月～2月にかけて、説明会を7回開催。今後も各地で説明会等を開催予定であり、指針の趣旨も併せ広く周知していくことで、適切な価格転嫁の商習慣の定着を図っていく。
- ・ 加えて、直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで転嫁が及ぶことを目的として、令和7年2月14日に総理と業界4団体[日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設専門団体連合会]との間で実施した車座にて、国土交通大臣より労務費転嫁指針の遵守について直接要請を実施。令和7年6月3日には、車座での要請内容を具体化したものとして、改めて国土交通大臣名において文書でサプライチェーンの隅々まで指針の内容を浸透させること等を要請している。今後とも、説明会等の機会の際に、指針の趣旨も併せ広く周知していくことで、適切な価格転嫁の商習慣の定着を図っていく。

「不動産取引業」

<令和6年度6月に実施した調査結果と課題への対応>

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

業界5団体において令和6年10月～11月の期間で会員企業に対し、各業界団体が策定した自主行動計画のフォローアップ調査（労務費指針を踏まえた価格転嫁状況等の実態調査も兼ねるもの。）をオンライン等で実施。

【結果の概要】

- ・ フォローアップ調査の回答率は約3%。
- ・ 発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議した」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答が6割を超える結果となった。
- ・ 価格反映状況においては、各コスト（「コスト全般」、「労務費」、「原材料価格」、「エネルギー価格」）の反映率にはばらつきがみられるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれも約7割弱であった。特に「労務費」については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約7割弱だった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

調査の回答率について約3%となっていることには留意する必要があるが、取引を行う発注先との協議について、業界団体の回答のうち、「全く協議しなかった」との回答は約2割程度と、多くの企業が何らかの協議を行っており、また、労務費の変動の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」や「減額した」との回答は約2割未満であり、多くの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえつつ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、今回のフォローアップ結果も踏まえて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上を図るよう、令和6年内に業界団体を通じて、傘下企業へ通知した。

<令和7年度5月に実施した調査結果と課題への対応>

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期：令和7年4月28日～令和7年5月23日
- ・ 調査対象：不動産取引業を会員企業にもつ団体（回答団体：5団体、回答企業544社）
- ・ 調査方法：アンケート調査
- ・ 調査内容：労務費指針に関して、発注側・受注側として価格転嫁の状況について（交渉の実績や反映の程度）

【結果の概要】

- ・発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議をした」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答が5割を超えた。
- ・価格反映状況においては、各コスト(「コスト全般」、「労務費」、「原材料価格」、「エネルギー価格」)の反映率にはばらつきがみられるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれも約7割弱であった。
- ・今回のフォローアップ調査において「2次請けとして業務を受注することはなかった」との回答が約7割を占めていた。また、2次請けとして業務を受注し、「受注者から申し出を行ったが、協議に応じてくれなかった」、「協議を申し入れることができなかった」と回答した回答者は2次請けとしての業務受注実態のある回答者を母数とした場合でも2割を下回っている。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

- ・全回答件数:544件についてみると、取引を行う発注先との協議について、多くの企業が何らかの協議を行っており、また労務費の変動の価格反映状況について、業界団体回答のうち、「反映しなかった」や「減額した」との回答は約2割程度と、多くの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が作成した自主行動計画も踏まえつつ、概ね適切にご対応いただいているものと認識している。
- ・不動産取引業に対し、発注者がサプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、発注先からの要請額の妥当性を判断しているか調査した結果、「対応できている」という回答が5割を超えており、過半数の企業でサプライチェーンの深い層への労務費転嫁がなされていると考えられる。また、2次請けでの業務受注自体が少なく、たとえ2次請けでも協議不可であったケースは稀であることから、サプライチェーンの深い層へ指針と労務費転嫁は一定程度浸透していると考えられる。しかしながら、価格転嫁に対応できていない者が一定程度見受けられることから、引き続き周知等を行う。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、今回のフォローアップ結果も踏まえて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上を図るよう、業界5団体を通じて、傘下企業へ通知する。
- ・その具体的な対応として、2次請け以降の転嫁分も乗せて支払い、サプライチェーンの先まで転嫁が及ぶことを目的として、令和7年5月20日に、国土交通大臣名において価格転嫁・取引適正化に関する要請文書を業界5団体[(一社)不動産協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会、(公社)全日本不動産協会、(一社)不動産流通経営協会、(一社)中部不動産協会]に向けて発出し、サプライチェーン全体に価格転嫁を浸透させるよう要請した。今回のフォローアップ調査において2次請けとして業務の受注実績があり、「受注者から申し出を行ったが、協議に応じてくれなかった」、「協議を申し入れることができなかった」と回答した者が少数ながらも存在するため2次請け以降の労務費転嫁について、令和7年度内を目途に調査をした業界5団体経由で引き続き周知を行う。

「不動産賃貸業・管理業」

<令和6年度6月に実施した調査結果と課題への対応>

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

4団体において令和6年9月～11月の期間で会員企業に対し、各団体が策定した自主行動計画のフォローアップ調査（労務費指針を踏まえた価格転嫁状況等）をオンラインで実施。

【結果の概要】

- ・ フォローアップ調査の回答率は約5%。
- ・ 発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議した」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答が7割を超える結果となった。
- ・ 価格反映状況においては、各コスト（「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」）の反映率にはばらつきが見られるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が、いずれのコストについても概ね7割から8割だった。特に労務費については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約8割だった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

調査の回答率については約5%となっている点には留意する必要があるが、取引を行う発注先との協議について、業界団体の回答のうち、「全く協議しなかった」との回答は1割に満たない程度と、ほとんどの企業が何らかの協議を行っており、また、労務費の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」「減額した」との回答は1割に満たない程度であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、策定した自主行動計画に基づいて概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、今回のフォローアップ結果を踏まえて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることにについて意識向上を図るよう、令和6年末に業界団体を通じて傘下企業へ通知した。

<令和7年度5月に実施した調査結果と課題への対応>

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期: 令和7年4月25日～令和7年5月23日
- ・ 調査対象: 不動産賃貸業者を会員企業にもつ団体及び不動産管理業者を会員企業にもつ団体(回答団体: 4団体、回答企業322社)
- ・ 調査方法: アンケート調査
- ・ 調査内容: 労務費指針に関して、発注側・受注側として価格転嫁の状況について(交渉の実績や反映の程度)

【結果の概要】

- ・フォローアップ調査の回答率は約4.6%。
- ・発注側として、取引を行う発注先との協議については、「一部の発注先と協議した」の回答を含め、発注先と協議を実施したという回答は約8割となった。
- ・発注側としての価格反映状況においては、各コスト(「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」)の反映状況にばらつきが見られるものの、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が、いずれのコストについても概ね7割から8割だった。特に労務費及び原材料価格の反映状況については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約8割だった。
- ・不動産管理業について、発注者が直接の発注先のさらに先の労務費を転嫁した価格決定の状況について調査した結果、「一部転嫁した」の回答を含め、転嫁したという回答が5割に迫るものであった。一方で、「あまり転嫁できなかった」の回答を含め転嫁できなかったという回答が約1割であり、また、「二次下請企業等の労務費を把握していない」という回答が3割を超えている。
- ・不動産賃貸業では2次請けとして業務を受注し、「受注者から申し出を行ったが、協議に応じてくれなかった」、「協議を申し入れることができなかった」と回答した者は確認されなかった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

- ・調査の回答率については不動産賃貸業と不動産管理業を合わせて約4.6%となっている点には留意する必要があるが、取引を行う発注先との協議について、業界団体の回答のうち、「全く協議しなかった」との回答は1割に満たない程度と、ほとんどの企業が何らかの協議を行っている。また、労務費の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」との回答は1割に満たない結果であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、策定した自主行動計画に基づいて概ね適切に対応いただいていると考えられる。
- ・不動産管理業に対し、発注者がサプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、発注先からの要請額の妥当性を判断しているか調査した結果、「対応できている」という回答が約7割であり、過半数でサプライチェーンの深い層への労務費転嫁がなされていると考えられる。一方で、一部の対応できていないと回答のあった企業も含めて、引き続き、サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、発注先からの要請額の妥当性を判断するよう業界団体を通じて周知する必要があると考えられる。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・今回のフォローアップ調査の結果から、前回と同様に、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで概ね価格転嫁について適切に対応いただいているものと認識している一方、取引を行う発注先との協議について協議を実施したと回答しなかった、価格反映状況について反映したと回答しなかった回答企業を念頭に、サプライチェーンの深い層への労務費転嫁について業界団体経由で引き続き周知を図る。
- ・その具体的な対応として、不動産管理業については、令和7年5月19日に、価格転嫁・取引適正化に関する国土交通大臣名の要請文書を業界団体[(公財)日本賃貸住宅管理協会、(一社)全国賃貸不動産管理業協会、(一社)一般社団法人マンション管理業協会]に向けて発出し、サプライチェーン全体に価格転嫁を浸透させるよう要請した。
- ・不動産賃貸業界及び不動産管理業界において、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じることについて意識向上を図るよう、業界団体を通じて傘下企業へ令和7年度内に通知する。

「技術サービス業」

<令和6年度6月に実施した調査結果と課題への対応>

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期:令和6年10月7日～令和6年10月31日
- ・ 調査対象:5団体会員企業約3600社
- ・ 調査方法:オンラインにて自主行動計画FU調査を実施
- ・ 調査内容:パートナーシップ構築宣言の有無、中小企業庁が改定したひな形の活用の有無、発注側・受注側として価格転嫁の状況について(交渉の実績や反映の程度)

【結果の概要】

- ・ 本調査の回答率は2割強となった。発注側の立場として、約8割の企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。また8割を超える企業が定期的にコミュニケーションを取っている結果となっている。一方で、受注側の立場では、約1割が協議を申し入れることができなかったという回答も見受けられた。
- ・ 価格反映状況においては、発注者側、受注者側ともに「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれのコスト(「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」)についても7割以上であった。特に労務費については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が約8割だった。
- ・ また、パートナーシップ構築宣言を行った企業は令和6年3月のフォローアップ時より約2割増加している。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

12の行動指針に沿って協議、交渉ができている企業が多く、また、労務費の価格反映状況について、業界団体の回答のうち、「反映しなかった」との回答は1割に満たない程度であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応いただいているものと認識している。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

今回のフォローアップ調査の結果から、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで、価格転嫁が実現できることが明らかとなっている。他方、今回のフォローアップ調査の結果、協議を申し入れることができなかった、価格反映状況について「反映しなかった」という回答も1割に満たないほどではあるが存在したことも念頭に、今回のフォローアップ結果も含めて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じるよう、令和6年12月25日に各団体へ通知し、年内に各団体会員企業に対して団体より通知を発出させた。

(続き) 「技術サービス業」

＜令和7年度5月に実施した調査結果と課題への対応＞

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- ・ 実施時期: 5月21日～6月5日
- ・ 調査対象: 5団体会員企業約3900社
- ・ 調査方法: オンラインにて自主行動計画FU調査を実施
- ・ 調査内容: パートナーシップ構築宣言の有無、中小企業庁が改訂したひな型の活用の有無、発注側・受注側として価格転嫁の状況について(交渉の実績や反映の程度)

【結果の概要】

- ・ 本調査の回答率は2割強となった。回答があったうち、発注側の立場として、9割弱の企業が12の行動指針に沿って価格交渉を行い適切な価格転嫁を実現できていた。また9割強の企業が定期的にコミュニケーションを取っている結果となっている。一方で、受注側の立場では、1割未満だが協議を申し入れることができなかったという回答も見受けられた。
- ・ 価格反映状況においては、発注者側、受注者側ともに「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答がいずれのコスト(「コスト全般」「労務費」「原材料価格」「エネルギー価格」)についても8割を超えるものであり、前回の調査に比べ価格反映が進んでいる状況である。特に労務費については、「一部反映した」の回答を含め、反映したという回答が9割を超えている。
- ・ 今回のフォローアップ調査で、発注側としてサプライチェーン全体での適切な価格転嫁が可能となるように価格決定を行っている企業は、8割弱であった。また、受注側として、二次請けになることがある企業は、回答のあったうち2割という結果になった。

【結果を踏まえた進捗評価と課題】

12の行動指針に沿って協議、交渉ができている企業数が前回よりも増加した。また、労務費の価格反映状況について、「反映しなかった」との回答は1割未満であり、ほとんどの企業が発注先の労務費のコスト増加分を一定程度価格へ反映できていることから、各業界団体が策定した自主行動計画も踏まえ、概ね適切に対応できている。引き続きサプライチェーンの深い層までの適切な価格転嫁を呼びかけていく必要がある。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・ 今回のフォローアップ調査の結果から、前回よりも、12の行動指針に沿って適切に価格交渉を行うことで概ね価格転嫁について適切に対応できている一方、協議を実施していない、または、価格転嫁できていない企業も1割未満だが存在していることを念頭に、今回のフォローアップ結果も含めて、改めて各業界団体策定の自主行動計画を徹底し12の行動指針に沿った対応を講じるよう、今夏中に各団体会員企業に対して団体より通知を発出する。
- ・ サプライチェーンの深い層への転嫁に向けて、令和7年5月20日に業界5団体[(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)建設コンサルタンツ協会、(一社)全国地質調査業協会連合会、(一社)全国建設コンサルタント業協会連合会、建設コンサルタンツ協同組合]へ国土交通大臣名においてサプライチェーンの深い層へ指針の内容を浸透させることを要請したところであるが、直接の取引先との転嫁状況に比べ低いことから、上記通知発出に当たっては、この点を強調して要請する。また、各業種の意見交換会の場においても、直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで価格転嫁の取り組みを行うように要請するほか、直接の取引先を超えた、さらに先の取引先へ適切な価格転嫁を行っている企業にヒアリングを実施し、具体的な取り組み事例について各団体を通じて周知する。

道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、自動車整備業(国土交通省物流・自動車局)

- 各業種・各業界団体ごとに説明会を実施し、各団体の指針の会員企業への周知状況を以下のとおり集計。
 - 「道路貨物運送業」: 会員企業355社及び傘下都道府県トラック協会47団体に対して周知。
 - 「倉庫業」: 会員企業約4,200社に対して周知。
 - 「運輸に附帯するサービス業」: 会員企業約1,560社に対して周知。
 - 「自動車整備業」: 会員企業6,433社、傘下53団体に対して周知。
- 各業界団体に対して要請した、本指針を踏まえた自主行動計画の策定・見直しについて、各団体の対応の状況・見込みを以下のとおり確認。
 - 「道路貨物運送業」: 令和6年3月の下請振興法の振興基準の改正を踏まえ、自主行動計画の改定については、当初予定から前倒しし、令和6年6月21日に反映完了。
 - 「倉庫業」: 自主行動計画の改定については、2団体で令和6年5月30日までに完了。
 - 「運輸に附帯するサービス業」: 自主行動計画の策定については、2団体で令和6年4月19日までに完了。
 - 「自動車整備業」: 自主行動計画の策定については、当初予定から前倒しし、6団体で令和6年6月28日までに完了。
- 価格転嫁の状況の把握や調査結果を踏まえた改善策等については、業界団体と連携し、次頁以降のように対応する。

「道路貨物運送業」

- 令和5年9月の中小企業庁による価格交渉促進月間のフォローアップ調査により、トラック運送業における価格交渉・転嫁が進んでいない現状が把握され、トラック運送事業者においては、荷主・元請事業者等の発注側企業に対し積極的に交渉を行うことが重要であることが確認された。
- これを受け、令和6年5月末に、国土交通省と荷主所管省庁が連名で、受注側団体及び発注側団体の双方に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。
- 令和6年3月に告示した新たな標準的運賃の実効性を高めるため、国土交通省と荷主所管省庁、公正取引委員会及び中小企業庁等が連名でパンフレットを作成するとともに、令和6年5月末に関係省庁、関係団体に対し周知済み。
- 価格転嫁の状況の把握については、全日本トラック協会が、元請事業者による下請取引環境の改善等を目的に定めた自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況をフォロー。
- 実態調査と改善策については以下のとおり。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- 令和6年10月、自主行動計画の取組事業者を対象として、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を用いたフォローアップ調査(回答率95%)を実施。

【結果の概要】

- トラック運送事業者が発注者となる立場としては、受注者である下請事業者との協議の場を設けた事業者が約9割、このうち全ての事業者が下請事業者へ支払う運賃に価格転嫁を一部又は概ね行うことを認めている。
- トラック運送事業者が受注者となる立場としては、発注者である荷主が協議に応じてくれたとする事業者が8割超、このうち荷主から収受する運賃に一部又は概ね反映できたとする事業者が8割となった。

【結果を踏まえた(労務費転嫁指針の遵守に関する)進捗評価と課題】

- 本調査対象の事業者においては、発注者・受注者双方の立場で概ね遵守されている状況である一方、引き続き全ての事業者において遵守されるよう価格転嫁等に取り組んでいく必要がある。

(続き)「道路貨物運送業」

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- 令和6年3月に引き上げた標準的運賃の活用拡大を目指し、その周知・徹底を図るほか、荷主・物流事業者への契約内容の明確化等の規制的措置を導入する改正物流法の令和7年4月からの施行や、多重下請構造の是正に向けた実態調査を踏まえた検討を進めるなど関係者が一体となってドライバーの賃上げの原資となる適正運賃を収受できる環境整備を進める。
- 運送事業者からの交渉に応じず、運賃・料金を不当に据え置く等の適正な取引を阻害する行為をしている疑いのある荷主・元請事業者等に対して、令和6年11月に体制を拡充したトラック・物流Gメンによる情報収集や是正指導の強化等、労務費等の上昇分について運賃に適切に転嫁できるよう関係省庁が連携して取組む。
- 上記の調査結果も踏まえ、業界団体としてトラック事業者が価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進めるため、今後も周知を行っていくとともに、都道府県トラック協会を通じて、トラック運送事業者における価格転嫁に向けた価格交渉をサポートする運賃交渉相談会を令和6年度内までに16協会で23回開催した。

【第4回会議における副長官指示事項への対応状況】

- 令和7年4月に施行された改正貨物自動車運送事業法に基づき、運送契約時の役務内容とその対価を記載した書面の交付義務化や委託先のコストを踏まえた価格交渉の徹底など、発注者と受注者間の取引適正化の取組を推進しているところ、価格転嫁の実態等を把握する目的で業界団体が実施した調査(令和7年3月公表)において、労務費指針に明記されている標準的運賃を価格交渉で活用しているトラック運送事業者が半数以上いるものの、中小企業庁の調査(令和7年6月公表)においては、実運送事業者の取引階層が深くなるにつれて、転嫁の割合が低くなる傾向がみられた。
- このため、令和7年4月8日に国土交通大臣から全日本トラック協会に対し、①改正下請法への施行前からの対応、②多重取引構造を当然とする商慣習の見直しと取引の先にいる実運送事業者のコストを勘案した価格決定、③労務費指針を踏まえた運賃増収分の確実な賃上げについて対面かつ文書で要請。
- また、令和7年5月15日に行政(国土交通大臣、経済産業副大臣及び農林水産政務官等)と、業界団体4団体(荷主業界(日本経済団体連合会、全国農業協同組合連合会)及び物流業界(日本物流団体連合会、全日本トラック協会))との意見交換会を開催し、国土交通大臣より荷主業界及び物流業界に対し、①改正下請法への施行前からの対応、②取引の先にいる実運送事業者のコストを勘案した価格決定、③労務費指針を踏まえた運賃増収分の確実な賃上げについて対面で要請。

「倉庫業」「運輸に附帯するサービス業」

- 価格転嫁の状況の把握については、国土交通省が、指針への対応状況や価格転嫁の実態を把握する目的で、令和6年2月22日までを期限に新たに実施した「実態把握のためのアンケート調査」において、「トラック事業者と価格転嫁交渉は行っているものの、労務費の上昇を理由とした協議が十分に行えていない」「荷主が転嫁を認めないため、トラック事業者からの価格転嫁を進める原資が確保できない」といった課題を改めて確認した。
- 調査結果を踏まえた改善策については、倉庫業、運輸に附帯するサービス業の価格転嫁状況の改善のためにも、令和6年4月15日に倉庫業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口を国土交通省に設置し、幅広い相談を募集している。さらに、トラック運送事業者・荷主に対する指針の周知・広報を強化するなど、広く会員事業者に対する指針の周知徹底及び指針に沿った行動の推奨に取り組んでいる。
- 加えて、令和6年6月、業界団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に改めて周知するよう要請済み。さらに、国土交通省と荷主所管省庁が連携して、荷主団体に対して周知済み。
- 今後の価格転嫁の状況の把握については、実態調査を継続し、必要な改善策を検討する。
- 実態調査と改善策については以下のとおり。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- 令和6年11月、業界団体傘下の事業者を対象として、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を元にしたフォローアップ調査（倉庫業における回答率6%、貨物利用運送事業における回答率8%）を実施。

【結果の概要】

- 倉庫業者・貨物利用運送事業者が発注者の立場となる場合、下請事業者との協議の場を設けた事業者が、回答のあった事業者のうち、倉庫業者で9割超、貨物利用運送事業者で10割に及ぶ一方、労務費変動分の反映が80%以下に留まった事業者も倉庫業者で約4割、貨物利用運送事業者で3割超が存在した。
- 倉庫業者・貨物利用運送事業者が受注者の立場となる場合、発注者が協議に応じてくれた事業者は、回答のあった事業者のうち、倉庫業者で約8割、貨物利用運送事業者で9割超に及ぶ一方、労務費変動分の反映が80%以下に留まった事業者は倉庫業者で約6割、貨物利用運送事業者で約7割となった。
- 12の行動指針のうち、最も遵守率が低い項目は「相談窓口の活用」であった（倉庫業者、貨物利用運送事業者とも約1割）。

(続き)「倉庫業」「運輸に附帯するサービス業」

【結果を踏まえた(労務費転嫁指針の遵守に関する)進捗評価と課題】

- ・発注者・受注者双方の立場において、転嫁が十分に進んでいない事業者が一定程度存在することが課題となっている。また、行動指針のうち遵守率の低かった「相談窓口の活用」について、特に改善が必要。
- ・特に、製造業、卸売業、小売業等の荷主等に対する価格転嫁が不十分であり、下記の取組みを継続的に進める必要がある。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- ・令和6年11月以降、荷主等に対して是正指導を行うトラックGメンについて、物流全体の適正化を図る観点から、「トラック・物流Gメン」に改組・拡充した。具体的には、地方運輸局等の物流担当職員を倉庫担当のGメンとし、トラック事業者だけでなく倉庫業者からも悪質な荷主・元請事業者に関する情報収集を行う等、取引適正化に向けた取組を進めているところ。
- ・調査結果を踏まえ、「相談窓口の活用」について改善を図るため、令和6年11月、一部業界団体において「トラック・物流Gメンよろず相談室」を設置。既存の相談窓口と合わせた周知徹底等により利用促進を図り、価格交渉や価格転嫁を行いやすい環境整備を進めている。

【第4回会議における副長官指示事項への対応状況】

- ・令和7年4月に施行された改正物流効率化法に基づき、物流効率化の取組にあたって、関係事業者間での費用負担等について必要に応じて協議・契約内容の見直しを行うなど、関係事業者の連携に向けた取組を推進しているところ、価格転嫁の実態等を把握する目的で業界団体を通して実施した調査(令和7年5月実施)において、価格交渉においてサプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断する事業者が半数以上いる一方で、中小企業庁の調査(令和7年6月公表)において、取引階層が深くなるにつれて、転嫁の割合が低くなる傾向がみられた。
- ・このため、令和7年4月30日に国土交通大臣から各業界団体7団体に対し、「価格交渉促進月間」の調査結果を示しながら、①業界全体における下請法違反の自主点検実施、②改正下請法への施行前からの対応、③価格転嫁を阻害する商慣習の見直し、④直接の取引先のさらに先にいる取引先のコストを勘案した価格決定、⑤自主行動計画の遵守、⑥指針の遵守徹底について要請。
- ・また、令和7年5月15日に行政(国土交通大臣、経済産業副大臣及び農林水産政務官等)と、業界団体4団体(荷主業界(日本経済団体連合会、全国農業協同組合連合会)及び物流業界(日本物流団体連合会、全日本トラック協会))との意見交換会を開催し、国土交通大臣より荷主業界及び物流業界に対し、①改正下請法への施行前からの対応、②取引の先にいる実運送事業者のコストを勘案した価格決定、③労務費指針を踏まえた運賃増収分の確実な賃上げについて対面で要請。

「自動車整備業」

- 価格転嫁の状況の把握については、新たにアンケート調査を令和6年3月に実施した結果、「価格交渉を行っていたが労務費転嫁割合が低かった」「発注者が価格引き上げに対する理解がない」といった課題を改めて確認。
- 調査結果を踏まえた改善策については、令和6年4月及び5月、国土交通省が所管する各団体に対して、本指針を踏まえて適切に対応する旨を会員企業宛に周知するよう要請済み。
- また、令和6年6月末までの自主行動計画の策定に向けて、令和6年5月、自主行動計画作成のためのガイドラインを策定し業界団体へ周知。
- 会員企業に対し、①中小企業基盤整備機構のよろず支援拠点等の相談窓口を紹介、②全地方運輸局における経営者向けセミナーの開催、などを実施し、指針の周知に取り組んでいる。
- 価格転嫁の状況の把握のため、令和6年9月に自主行動計画のフォローアップ調査により労務費の転嫁状況の調査・報告を依頼。
- 実態調査と改善策については以下のとおり。

【実施時期、調査対象、調査方法、調査内容】

- 令和6年9月～10月、各業界団体主導により傘下の事業者に対し、内閣官房及び中小企業庁から提供された調査項目例を用いたWebアンケートを実施。

【結果の概要】

- 「価格交渉が改善された」または「もともと出来ている」との回答が7割程度、いまだ改善できていないとの回答が3割程度。
- 労務費転嫁率の低い事業者が4割程度。
- 協議自体をまったくできていない事業者は10%前後。

【結果を踏まえた(労務費転嫁指針の遵守に関する)進捗評価と課題】

- まだ転嫁割合が低い事業者割合が多く、協議自体が行えていない場合もあることから、更に強力に下記の実施を進める。

【課題に対応するための改善策とその実施スケジュール】

- 上記の調査結果を踏まえ、令和6年12月に業界団体が主催する講習会や整備体験イベントの場で価格転嫁問題の再周知を実施し、また賃上げを20%以上向上している事業者が得た知見等の好事例を全事業者に対して展開することでさらなる啓発を図る。（自動車整備業全体では過去10年間で約20%の賃上げを確保している。）

(続き)「自動車整備業」

【第4回会議における副長官指示事項への対応状況】

- 令和7年1月に自動車整備業の主要取引先の一つであるリース業界に対して指針周知及び指針の各項目の遵守状況についてセルフチェックを実施し報告するよう依頼を行った。
- 令和7年2月～3月にかけて、指針を周知する目的も含め、国土交通省主体の自動車整備事業者に対する実態調査のためのWEBアンケートを実施し、その中で労務費指針もしくは自主行動計画の認知度は28.8%となった。また認知していた事業者のうち、それを価格交渉の参考としたのは22.5%となった。
- 国土交通省では、関係省庁(金融庁、中小企業庁、公正取引委員会)と連携して、事故車修理の価格交渉に関する情報提供窓口の設置、損害保険会社との対話等を進めてきたが、これに加え、令和7年3月に、車体整備事業者が、損害保険会社等に対して、「労務費転嫁指針」を踏まえて、透明性・公平性を前提としつつ、労務費の転嫁等の価格交渉を行うため、同事業者が取り組むべき内容を「指針」として策定し公表した。
- 令和7年4月に業界での労務費転嫁指針の周知や価格転嫁を進めるため、大臣名による要請文書を業界7団体に対して発出した。